

平成31年度就学援助についてのお知らせ

平成31年2月
稚内市教育委員会 学校教育課

1 就学援助とは

就学援助とは、経済的な理由により学用品費や給食費など、お子さまの就学に必要な経費の負担が困難なご家庭に対し必要な援助を行う制度です。

就学援助の認定は、毎年度行いますので、すでに援助を受けられている方についても、申請書を提出する必要があります。また、前年度援助を受けていても、認定とならない場合があります。

2 給付の内容

(1) 認定基準を満たす方に、下表の費目について給付を行います（給付額は平成30年度の年額）。

費目や給付額は、変更となる場合があります。認定通知と併せて、改めてお知らせします。

(2) 生活保護受給者については、修学旅行費・学校災害保険負担金のみ給付します。

(3) 医療費の給付を受ける際は、医療機関受診前にあらかじめ学校へ申し出たうえで、医療機関へ「医療券」を持参する必要があります。受診後の発行はできません（自己負担となります）。

(4) 医療費については、稚内市の乳幼児等医療費助成適用後の、初診時一部負担金のみ給付となります。

費目	給付額（H30年度の年額）		対象学年及び対象要件
	小学校	中学校	
学用品費等	11,420円	22,320円	1年生
	13,650円	24,550円	他の学年
校外活動費	1,570円	2,270円	宿泊を伴わないもの（清算があります）。
新入学児童生徒学用品費	40,600円	47,400円	1年生（平成31年4月1日認定者） （平成30年度に入学前支給を受けた者を除く）
体育実技用具費 （スキー）	【※1】	【※1】	小学校1、4年生及び中学校1年生 （スキー板・金具・ストック・スキー靴の購入代金）
体育実技用具費 （柔道着）		【※1】	中学校1年生 （上衣・パンツ・帯の購入代金）
PTA会費	【※2】	【※2】	全学年
生徒会費	【※2】	【※2】	全学年
通学費	通学費全額	通学費全額	小学校4km、中学校6km以上の児童生徒に係る通学費 ※区域外通学を除く。
給食費	給食費全額	給食費全額	全学年
修学旅行費	必要経費全額	必要経費全額	対象学年
医療費	初診時一部負担金のみ	初診時一部負担金のみ	学校病（う歯、トラコーマ、結膜炎、はくせん、かいせん、膿痂疹、中耳炎、アデノイド、寄生虫病、慢性副鼻腔炎）が対象
学校災害保険負担金	免除	免除	5月1日現在認定者

※1 体育実技用具費

- ・給付額は、生活保護世帯に準じて上限額を算出します。
- ・詳細は、柔道着は5月頃、スキー用具は12月頃に、学校を通じて対象者へ連絡します。
- ・給付を受ける際は、購入店で発行された領収書及び納品書が必要です。

参考 平成30年度の給付額（上限額）

種目	項目	低学年	高学年	中学生
スキー	セットスキー	27,200円	29,700円	46,500円
	（単品購入の場合） スキー板（金具含む） 金具のみ ストック スキー靴	16,200円	21,600円	28,800円
		9,800円	9,800円	14,100円
		1,900円	2,000円	2,900円
		6,500円	8,700円	13,900円
柔道着	3点セット（上衣・パンツ・帯）	-	-	5,000円
	3点セット以外	-	-	4,200円

上限を超える分は自己負担となります。上限を超えない場合は実際の購入金額を給付します。

※2 生徒会費・PTA会費

- ・給付額は、生活保護世帯に準じて上限額を算出します。

参考 平成30年度の給付額（上限額）

費目	小学生	中学生
PTA会費	3,380円	4,190円
生徒会費	4,570円	5,450円

上限を超える分は自己負担となります。上限を超えない場合は実際の支払金額を給付します。

3 申請について

- (1) 申請書は学校にありますので、学校へお問合せください。
- (2) 「平成 31 年度就学援助費受給申請書（兼世帯票）」と、下表の申請理由に応じて、必要書類を添えて学校へ提出してください。
- (3) 小・中学校別の申請となります。小・中学校に兄弟がいる場合は、それぞれ提出してください。
- (4) 提出期限は、各学校にお問合せください。提出が遅れると給付額が減額される場合があります。
- (5) 6月に市税務課に収入金額を照会します。申告金額に誤りがある場合は、認定取消とすることもありますので、申請の際は申告漏れがないようご注意ください。

申請理由	必要書類	備考	
現在生活保護を受けている方	なし	申請書は提出不要です。	
前年度又は当該年度においていずれかの措置を受けた方	1 生活保護の廃止又は停止を受けた方	・生活保護廃止（停止）決定通知書の写し ・平成 30 年分源泉徴収票の写し等	申請書の裏面にも記入が必要です。
	2 市民税が非課税となった方	非課税証明書 （平成 30 年 6 月以降に発行される最新のもの）	証明書は 6 月以降に学校へ提出してください。 【※1】【※2】
	3 市民税が減免された方	減免決定通知書の写し	【※2】
	4 個人事業税が減免された方	減免決定通知書の写し	【※2】
	5 固定資産税が減免された方	減免決定通知書の写し	【※2】
	6 国民年金の掛金が減免された方	減免決定通知書の写し	【※3】 6 月 30 日付で認定終了となります。【※4】
	7 国民健康保険税が減免された方	減免決定通知書の写し	【※2】
	8 児童扶養手当の全部支給を受けている方	児童扶養手当証書の写し	全部支給の金額は 42,500 円です（平成 31 年 2 月時点、児童 1 人あたり）。【※5】 7 月 31 日付で認定終了となります。【※6】
	9 世帯更生資金の貸付を受けた方	生活福祉資金貸付通知書の写し	
	10 その他経済的に生活が困難な方	・平成 30 年分源泉徴収票の写し ・平成 30 年分確定申告書の写し ・平成 30 年分公的年金等の源泉徴収票の写し等 【※7】	世帯全員の収入により審査します。【※8】 申請書の裏面にも記入が必要です。

- ※1 申請書は提出期日までに提出してください。
- ※2 未就学児及び学生を除く世帯全員（※7）が該当する場合のみ。
- ※3 20 歳～60 歳の世帯全員（※8）が該当する場合のみ。
- ※4 7 月分以降の支給を希望する場合、7 月以降に発行される最新の減免決定通知書の写しを提出してください。
- ※5 児童扶養手当の全部支給の金額は、改定になる場合があります。また、支給対象児童数により金額が異なります。不明な場合は、教育委員会学校教育課へお問い合わせください。
- ※6 8 月分以降については、稚内市教育委員会こども課に児童扶養手当の支給状況を確認させていただき、金額支給となった場合は認定を更新いたします。（手続き不要）
- ※7 平成 30 年 1 月から 12 月までのすべての受給額が確認できるものがが必要です。（2 枚になる場合もあります。）
- ※8 世帯とは血縁の有無にかかわらず、同居している方全員のことを指します。

【参考】平成30年度認定基準（基準額は家族構成・人数・年齢・住宅形態等により異なります）

	2人	3人	4人	5人
世帯構成 ()は年齢	母(30)・子(9) (ひとり親家庭)	父(35)・母(30) 子(9)	父(35)・母(30) 子(9)・子(4)	父(35)・母(30) 子(14)・子(9)・ 子(4)
住宅形態	アパート	アパート	一軒家(持ち家)	一軒家(持ち家)
基準額	2,918,916円	3,221,049円	3,035,266円	3,588,572円

※ 世帯とは、血縁であるにかかわらず、同居している方全員のことを指します。

（保護者等家計を支えている方が、出稼ぎ又は単身赴任等により別居している場合も、同一世帯とみなし、その方の収入も世帯収入に含みます。）

4 その他

何か不明な点がありましたら、学校または教育委員会学校教育課までお問い合わせください。

〔 稚内市教育委員会学校教育課学校教育グループ 〕
電話 0162-23-6519（直通）